

※1 「がけ」とは、こう配が30度を超える傾斜地をいいます

※2 取手市建築基準条例第5条の説明 ① 図1-1参照

取手市建築基準条例第5条の説明

①取手市建築基準条例第5条第1項の説明

図.1-1 がけの高さの2倍の範囲の取扱い

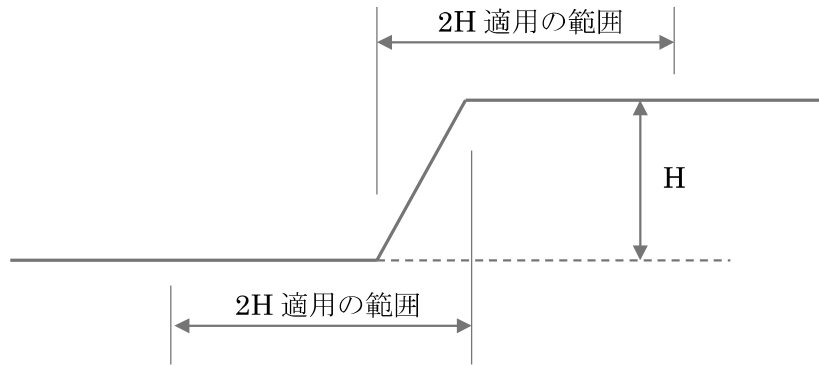


図.1-2 小段がある場合（上下のがけが一体の場合）の取扱い

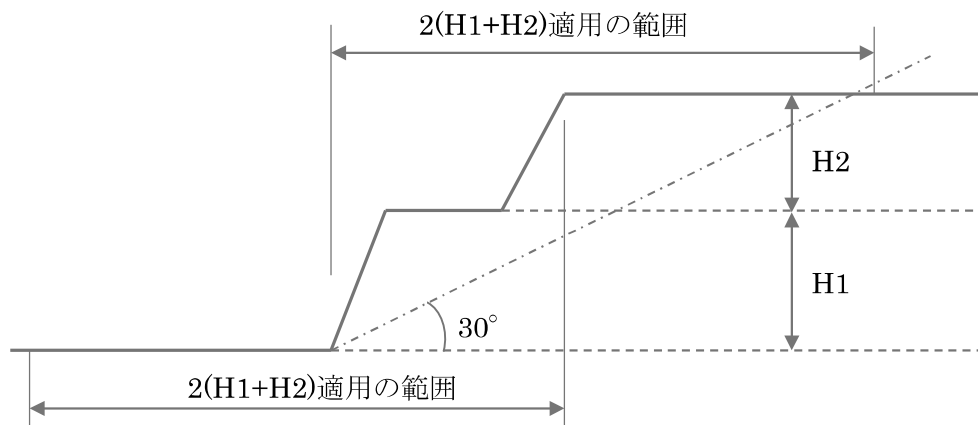


図.1-3 小段がある場合（上下のがけが一体でない場合）の取扱い

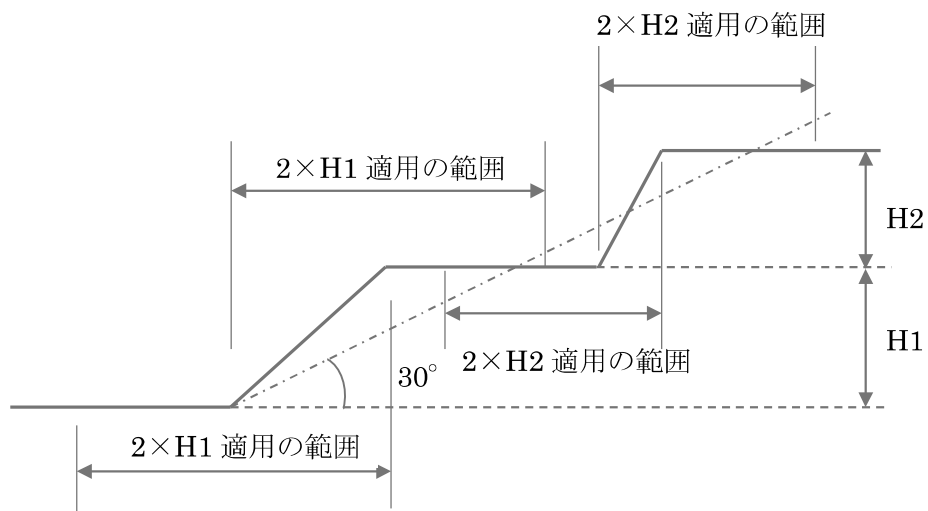
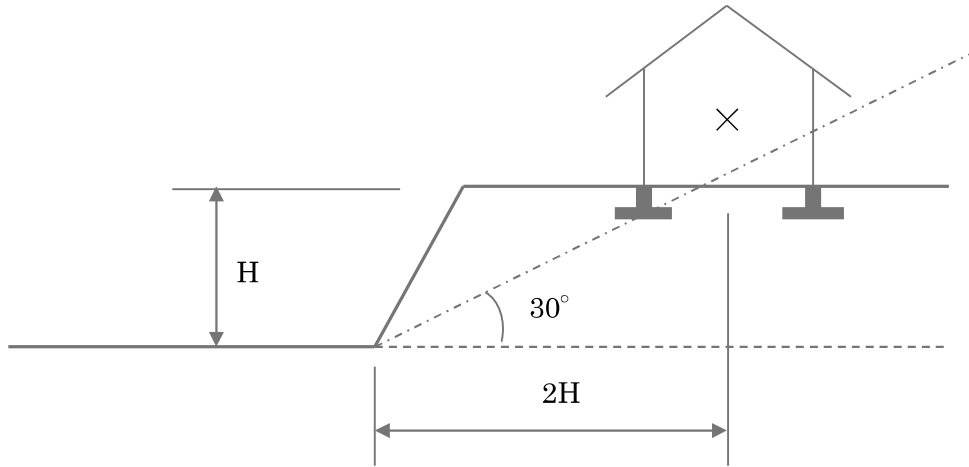


図.1-4 建築位置が 30° を超える場合



上図のがけは、こう配が 30° を超えているのがけ条例の適用を受け、原則として上図の位置に建築はできません。

表.1 切土をした土地の擁壁を要しない勾配の上限

土質	がけ上端から 5m 以内の部分	がけ上端から 5m を超える部分
軟岩 (風化の著しいものを除く)	80 度	60 度
風化の著しい岩	50 度	40 度
砂利・真砂土・関東ローム層 ・硬質粘土・その他これらに類するもの	45 度	35 度

取手市建築基準条例第 5 条第 1 項のただし書きは、切土をした土地の部分に生じることとなるがけ若しくはがけの部分で、がけが岩盤又は上記の一に該当するがけ面若しくは土質試験等に基づく地盤の安定計算により安全が確認されたもの等が該当する。(参考：都市計画法施行規則第 23 条)

②取手市建築基準条例第5条第1項の除外規定の説明（がけくずれ等に対して安全と認められる場合の例）

図.2-1 がけの上に建築する場合で、基礎杭が支持層に達しているもの。ただし、がけの付近の基礎及び基礎杭の施工については、十分留意が必要となる。

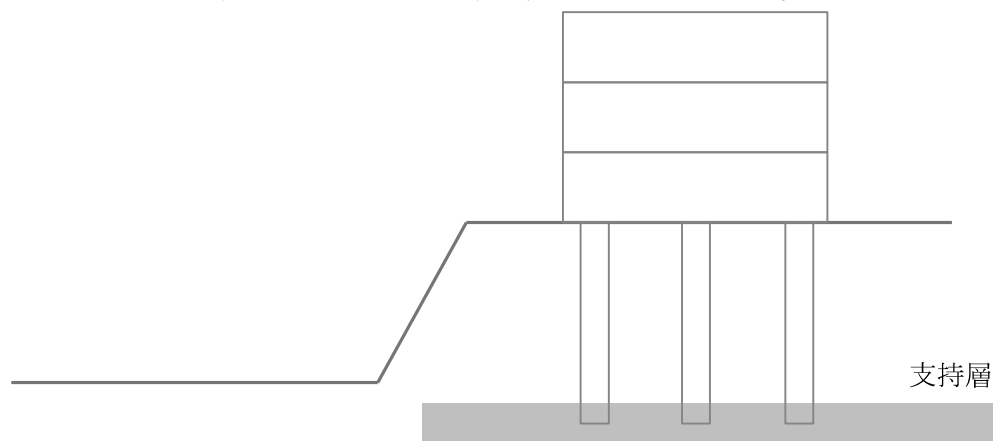


図.2-2 がけの上に建築する場合で、基礎底面が安定勾配以内に築造されているもの。なお、安定勾配（安息角）とは、斜面が長期的に安定を保ち得る最大の傾斜角のこと。

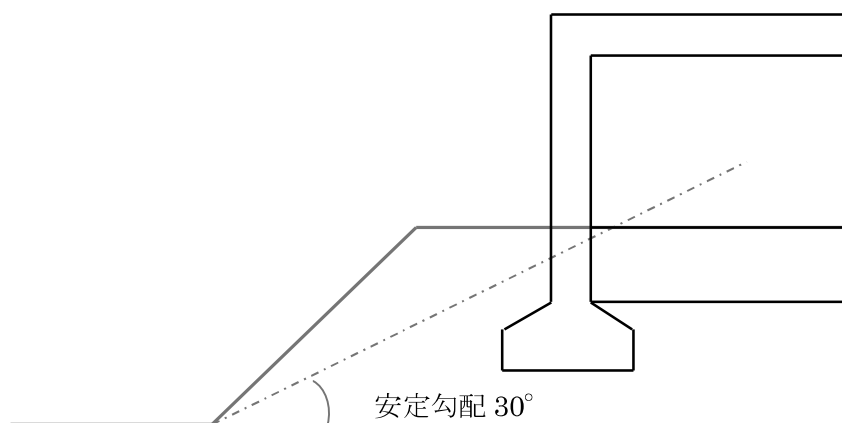


図.2-3 がけの下に建築する場合で、主要構造物を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの。

